

「長久手市自転車の安全利用の促進に関する条例（案）」  
 についてのパブリックコメントの実施結果

長久手市自転車の安全利用の促進に関する条例を策定するにあたり、市民のみなさんからご意見をいただくためパブリックコメントを実施しました。

ご意見をいただきありがとうございました。

次のとおり結果を公表します。

- 1 意見募集案件名  
長久手市自転車の安全利用の促進に関する条例（案）
- 2 募集期間  
平成30年9月1日（土）から9月30日（日）まで
- 3 閲覧場所  
市役所北庁舎2階安心安全課、市役所西庁舎1階情報コーナー、市ホームページ
- 4 募集結果  
2名 4件
- 5 提出された意見及び意見に対する市の考え方

	意見	市の考え方
1	安全利用の促進となっているので、もっとわかり易い仕組みまで落とさないと、保険の話しになってしまい、せっかくの話しも台無しです。例えば、市民に対して、もっと具体的に、どんなふうに交通安全のルールが市民に伝えられ、何かあったらどこに連絡して改善するのか、事故を起こす前の活動をしっかり示し、安心安全のモラルの高い長久手を作ってほしい。皆がしっかり守れるモラルの高い長久手市を作ってほしい。（そのための保険です）	この条例（案）は、市や市民等の責務を明らし、交通安全意識の向上を図ることにより、自転車に関する事故を防止するとともに、自転車の安全利用を促進することを目的としています。 今後も、交通安全ルール等の啓発や周知は、市民のみなさんにわかりやすく、十分理解していただけるよう行っていきます。 いただいたご意見は、今後の自転車の安全利用の促進に関する施策等の参考とさせていただきます。

2	<p>市の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車の安全な利用の促進に資するため、道路環境の整備に努めなければならないと思うが、その条項がないのは不自然ではないか。</li> <li>・市民や事業者、関係団体等が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組みの支援をするための、情報の提供やその他の必要な措置を講じるべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1条に、目的として、交通安全意識の向上を図ることにより、自転車の安全利用を促進するとしています。しかし、自転車が安全に走行するためには、道路環境の影響を受けることから、意見を踏まえ、環境整備に関する条項を設けます。</li> <li>・第3条の市の責務に、道路交通法等の法令の周知や自転車の安全利用に関する啓発や指導を行うとしており、これらの中で情報提供等を行うものと考え、案のとおりとします。</li> </ul>
3	<p>保護者の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未成年者に対しては、ヘルメット着用は必要ではないか。</li> <li>・未成年者に対しての努めはあるが、高齢者や障がい者が自転車を利用するときの配慮が必要ではないか。(この場合は保護者ではなく同居者等かもしれないが)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通法等では、保護者は13歳未満のこどもに、ヘルメットを着用させるよう努めなければならないとされています。13歳以上の未成年者に対しては、定めがありませんが、意見を踏まえ、未成年者の保護者に対してヘルメット着用に関する条項を設けます。</li> <li>・高齢者や障がい者に対して、道路交通法等ではヘルメット着用の定めがないことから、案のとおりとします。</li> </ul>
4	<p>自転車損害賠償保険等の加入について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者もその事業活動において、従業者に自転車を利用させる時は、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するべきではないか。</li> </ul>	<p>第8条に、事業者の責務として、市等が実施する自転車の安全利用に関する施策、活動に協力するよう努めなければならないとしています。今後、保険等の加入について、啓発等を行うこととし、案のとおりとします。</p>